

資料編



1 策定の経緯



年月日	項目	内容
平成27年		
10月26日	第1回府内検討委員会	<input type="radio"/> 第1章 計画の基本的事項について <input type="radio"/> 第2章 環境の現状について <input type="radio"/> 第3章 計画の目標について
10月29日	第1回環境町民会議	<input type="radio"/> 第1章 計画の基本的事項について <input type="radio"/> 第2章 環境の現状について <input type="radio"/> 第3章 計画の目標について <input type="radio"/> 川根本町の環境課題について
11月26日	第2回環境町民会議	<input type="radio"/> 第1章～第3章の修正について <input type="radio"/> 第4章 主体別の取り組みについて
平成28年		
1月13日	第3回環境町民会議	<input type="radio"/> 第1章～第4章の修正について <input type="radio"/> 第5章 計画の進行管理と推進体制について
1月21日	第2回府内検討委員会	<input type="radio"/> 計画案について
2月1日～29日	パブリックコメント	<input type="radio"/> 計画案のパブリックコメント <input type="radio"/> 町のウェブサイト、役場本庁窓口及び総合支所管理室での閲覧
3月	計画策定	

2 委員名簿



(1) 環境町民会議（敬称略）

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
滝浪 利枝	大間	松岡 秀子	青部	小澤 節子	高郷
後藤 勝	小長井	澤本 等	徳山	椎野 良助	地名
蘭田 刚弘	梅高	富田 道明	上長尾	松井 藤雄	塩郷

(2) 庁内検討委員会

役職名	職名	氏名	役職名	職名	氏名
委員長	副町長	森 紀代志	委員	建設課長	大村 浩美
委員	教育長	大橋 慶士	委員	商工観光課長	安竹 賢治
委員	総務課長	長嶋 一幸	委員	教育総務課長	前田 修児
委員	生活健康課長	野崎 郁徳	副委員長	企画課長	山本 銀男
委員	産業課長	後藤 泰久			



3 用語解説

あ行

■アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不必要的エンジンの使用を止めること。

■硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄(SO)、二酸化硫黄(SO₂)などがある。SO_xともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を培焼するときに排出される。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、ごみは商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

■インタープリター

自然観察や自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称している。

■エコアクション21

ISO14001規格をベースにしながら、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

■エコクッキング

買い物からはじまり、献立、調理、食事、片付け、排水やごみ処理など、毎日の食生活全般にわたって環境を大切にする暮らしを考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル(生態学的)とエコノミカル(経済的)の両方の意味を表している。

■エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。「エコツーリズム推進法」(平成19年)においては、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

■オゾン層の破壊

オゾン層は成層圏の高度20~40km付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することによ

り、地球上の生物を守る働きをしている。しかし、大気中に放出されたフロン類によってオゾン層が破壊され、地表に達する紫外線の量が増大している。そのため、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害を引き起こすことが懸念されている。

■温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素などが温室のガラスに似た働きをし、その結果、気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

■外来生物

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった生物のこと。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。平成24年6月には第四次環境基本計画が閣議決定された。

■環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境マネジメントシステム(EMS)

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」と

いう。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、平成26年には第5次評価報告書が発行された。

■グリーンツーリズム

平成4年度に農林水産省が提唱した言葉であり、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動として位置づけている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルdehyd、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称をいう。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るために、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、平成23年3月に「第3次静岡県環境基本計画 環境の理想郷“ふじのくに”の創造～やすらぎと活力のある持続可能な社会の実現～」が策定された。

■新エネルギー

太陽光発電や風力発電などのように、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」という。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコジェネレーション、燃料電池などがある。

■森林セラピー

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテー

ション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取り組みであり、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動でもある。

た行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

■地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区分別に5年ごとに策定する地域森林計画の対象とされる民有林。

■地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

■窒素酸化物

一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NO_xとも略称される。窒素酸化物は自動車や工場などの排気ガスとして発生し、呼吸器系に対する有害性が知られている。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などが含まれる。最近では一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ばれる。

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

■毒性等量（TEQ）

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾダイオキシン）に換算して評価するときの単位。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成17年6月施行）によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

な行

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた優良な集団的農地を確保・保全する区域。農地の無秩序な開発行為を予防し、耕作しやすい環境を確保することを目的とする。

は行

■バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

■廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■ピコグラム（pg）

1兆分の1グラムを表す重さの単位。ナノグラム（ng）の1000分の1、マイクログラム（μg）の100万分の1、ミリグラム（mg）の10億分の1。ダイオキシン類など微量な化学物質の濃度を表す単位として用いられる。

■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■フロン類

炭化水素に塩素やフッ素が結合した化合物の総称。クロロフルオロカーボン（CFC）は、メタン、エタンなどの水素を塩素やフッ素で置換した極めて安定な物質で、洗浄剤や発泡剤等に広く用いられたが、オゾン層を破壊することが分かり、全廃が決定された。

■保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

ま行

■マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るために、繰り返し利用できるバッグを持参するもの。環境省などがマイバッグ運動を展開している。

や行

■ユネスコエコパーク

生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的として、ユネスコが開始し、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画における事業のひとつ。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みである。

平成26年6月にスウェーデンで開催されたユネスコ MAB（人間と生物圏）計画国際調整理事会において、川根本町全域を含む南アルプスエリアが、国内6か所目のユネスコエコパークに登録された。

ら行

■リサイクル（再資源化）

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

■リデュース（ごみの減量）

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生 자체を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることなどが考えられる。

■リユース（再使用）

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合(IUCN)が昭和41年(1966年)に初めて発行した。日本では平成3年に環境庁(現在の環境省)がレッドデータブックを作成し、平成12年からはその改訂版が発行されている。静岡県では平成16年に県版レッドデータブックが公表された。

アルファベット**■FSC 森林認証**

FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、木材を生産する森林、そしてその森林から切り出された木材を使って生産・加工を行なっているかどうかを認証する国際機関の一つ。FSCは森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証するだけでなく、このFSCのマークが入った製品を買うことで、消費者も世界の森林保全に間接的に関与できる仕組みである。

■NPO（特定非営利活動団体）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

川根本町環境基本計画

[後期基本計画]

平成28年3月

編集・発行：川根本町企画課環境室

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627

TEL 0547-56-2221 FAX 0547-56-2235

<http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp>

制作協力：株式会社環境アセスメントセンター

